

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団
「みんなの寄付」助成制度 寄附金募集要項

1. 寄附募集の目的

みなさまから募った寄附金を、支援が必要な音楽家へ届けることによって、経済的な理由に左右されることなく音楽活動に専念してもらいたいとの思いから発足した寄附制度です。寄せられた寄附金は全て音楽家支援のために使用させていただきます。

寄附者と音楽家を「寄付」というかたちでつなぎ、多くの人々を巻き込みながら、日本のクラシック音楽文化の発展・振興に寄与することを目的としています。

2. 寄附金の種類 下記2種類から選択することが出来ます。

- ①「助成型寄附」— 「みんなの寄付」の目的・企画に賛同のうえ寄附。
- ②「個別案件型寄附」— 「みんなの寄付」の目的・企画に賛同のうえ、応援したい採択案件を個別に選択し寄附。

3. 寄附金の使途

- ①「助成型寄附」②「個別案件型寄附」ともに当財団が定める定款第4条の公益目的事業に基づき、「募集特定寄附金」として全ての寄附金を下記の用途に使用いたします。

①<<助成型寄附>>

- (1)「みんなの寄付」助成金
- (2) 寄附された金額をすべて助成として利用。ただし経費は除きます。
3か月ごとの選考で適切な対象者がおらず寄附金が残った場合は、次回に持ち越します。
(基本的には、適切な期間内にすべて使用)
- (3) 合格者が、与えられた期間内に実施することを前提としていますが、やむを得ない理由により案件が行えない場合、半年を目途として延長を許可します。
半年後も難しい場合、または最初の案に準ずる第二案を希望する場合は、当財団が定めた期間内に変更承認申請書を提出のうえ、理事長の承認を必要とします。(最大1年の延長) 第二案が承認されない場合や実施が不可能となった場合は、給付金は「みんなの寄付」<<助成型>>へ返金することとします。また、事業報告書に虚偽があると判明した場合も同様とします。
- (4) 事業実施に余剰が出た場合は「みんなの寄付」<<助成型>>へ返還することとします。

②<<個別案件型寄附>>

- (1)「みんなの寄付」助成金
- (2) 寄附された金額をすべて指定した採択案件への助成として給付。ただし経費は除きます。
- (3) 与えられた期間内に実施することを前提としていますがやむを得ない理由により案件が行えない場合、1年を目途として延長しますが、合格者が1年後も難しい場合、または最初の案に準ずる第二案を希望する場合は、当財団が定めた期間内に変更承認申請書を提出のうえ、理事長の承認を必要とします。(最大2年の延長) 第二案が承認されない場合や実施が不可能となった場合は、給付金は「みんなの寄付」<<助成型>>へ返還することとします。また、事業報

告書に虚偽があると判明した場合も同様とします。

(4) 当財団は、双方の了解を得て寄附者と助成希望者を紹介することができます。しかし、問題や損害が生じてても当財団は責任を負いません。

(5) 事業実施に余剰が出た場合は「みんなの寄付」《助成型》へ返還します。

4. 寄附金の募集期間

①「助成型寄附」 通年募集 随時

②「個別案件型寄附」 個人案件寄附募集

各期の採択発表後、定められた期間。決定額に達し次第、終了します。

5. 寄附金額

個人、法人、いずれの場合も金額を問いません。

6. 寄附金の利用報告

助成された活動は、HP や SNS 等にて報告します。案件が期間通りに実施されない場合も報告を行います。

6. お申込み方法

【ホームページよりお申込み】

「みんなの寄付」専用申込フォームより＜助成型＞＜公募型＞をご選択の上、お申込・お振込みください。

7. 受領書等の送付

寄附金の受領書は、個人については確定申告時に、法人は税務申告時に必要となります。領収書をご希望の場合は、領収書の発行方法「郵送」または「メール」をご選択ください。領収書は、大切に保管願います。入金から 1 ヶ月過ぎても、受領書が届かない場合はお手数ですが、当財団までご連絡ください。

8. 寄附金に対する税法上の優遇

当財団への寄附金は、税法上の特定公益増進法人への寄附金として、個人・法人それぞれに税制上の優遇措置がございます。詳細は、所轄の税務署又は税理士などへお尋ねください。

【個人の方によるご寄附】

控除の方法は《税額控除》と《所得税控除》による方法がございます。

《税額控除》 下記算式より算出された額が、「寄附金控除」として、所得税から控除

$(\text{寄附金合計額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額}$

※年間所得額の 40%が限度となります。

※控除額は所得税額の 25%が限度となります。

《所得控除》 下記算式より算出された額が「寄附金控除」として、課税所得から控除

(年内に支出した特定寄附金の合計額－2,000円) × 所得税率 = 控除額

※年間所得額の40%が限度となります。

《住民税》

当財団は、一部自治体の個人住民税、相続税についても優遇措置の対象となります。

【法人様によるご寄附】

一般寄附金の損金算入限度額(※1)とは別枠で、特別損金算入限度額(※2)の寄附金として損金算入することが認められています。

※1 一般の寄附金にかかる損金算入限度額

(資本金等の額等 × 0.25% + 所得の金額 × 2.5%) × 1/4

※2 特定公益財団法人に対する寄附金にかかる損金算入限度額

(資本金等の額等 × 0.375 + 所得の金額 × 6.25%) × 1/2

9. お問い合わせ

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団

電話：0570-023-223 平日 10時～17時 (土日祝休)

E-mail：info@sawakami-opera.org

10. 個人情報の取扱い

ご記入いただきました個人情報は、寄附者の方への連絡、受領書等の送付のみに使用させていただきます。法令の規定に基づく場合を除き、第三者に提供することはありません。